

【質問回答一覧】

質問のあった事項に係る回答について、以下のとおりとします。

調達案件名称		令和8年度路面下空洞調査業務	
No.	質疑事項	回答事項	備考
1	技術提案書等作成要領 2 記載事項 (1)特定テーマ1に関する提案 「特定テーマ1は、「空洞発見率の実績」と「空洞的中率の実績」について、令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体のプロポーザル等で実施した試験走行による、空洞発見率、空洞的中率の実績が分かる資料（入札調書など）を提出すること。」とあります。 これは、令和3年4月1日以降に公示された案件が対象となるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。	
2	共同企業体として本業務への入札参加は可能でしょうか。 ただ、共同企業体で参加した空洞発見精度は、構成された複数の企業の体制によるものと考えます。 本業務の評価においても、同様の体制である場合にのみ実績が使用できるという下記の認識でよろしいでしょうか。 ・共同体構成で業務を実施する場合、単体企業の実績は使用できない ・単体企業で業務を実施する場合、共同体構成の実績は使用できない また、単体企業が共同体企業の実績を使用する場合は、共同企業体実績での空洞発見精度を担保する書類（業務分担割合等）を提出する必要があると考えてよろしいでしょうか。	本業務への入札参加に当たっては、共同企業体による参加は認めません。 ただし、単独企業としては、共同企業体として実施した業務実績を実績要件として使用することができます。この場合、入札参加者が当該業務において一次調査、二次調査およびそれらに係るデータ解析業務を実施したことを確認できる資料を提出していただく必要があります。	